

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年3月9日（月）13時35分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、田上係員
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
福島第一原子力発電所 担当2名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 2028年度までの固体廃棄物の保管管理計画について、焼却、減容処理等がされずに一時保管エリアから固体廃棄物貯蔵庫に送られるものは塩ビ管等の不燃物であり、大部分は1mSv/h以下の低線量の瓦礫類に含まれている
 - 換気空調設備が停止した場合に、ダストを建屋内に閉じ込めるための設計上の考慮について
 - 瓦礫の受入ピットにおける表面線量率の管理について、ピット近傍に設けた線量計の管理値は線源がCo-60として算出していたが、実態に合わせCs-137として再度算出し、当該値を管理値として採用する予定である
 - 建屋内のダスト濃度管理について、コンクリート減容処理室及び金属減容処理室それぞれの部屋のダスト濃度を測れるように連続ダストモニタを2台追加する
 - 緊急時の連絡手段について
 - 換気空調設備を点検するための設計上の考慮について
 - 一時保管エリアにおいて保管されているコンクリート片の放射能濃度の測定結果
 - 大気間差圧計の設置位置
 - 減容処理建屋内における区域設定の考え方
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下の対応を求めた。
 - 減容処理設備において取り扱う物の性状等から建屋に設けるシャッターに要求される気密性を改めて整理した上で、各シャッターの気密性が妥当であることを説明すること
 - 受け入れる瓦礫表面のベータ汚染について、どのように測定及び管理を実施するのか説明すること
 - 大気間差圧計の設置位置について、設定に係る考え方及びその妥当性を説明すること

6 . その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について